

五島市監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、平成29年度の定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成30年3月22日

五島市監査委員 橋本平馬

五島市監査委員 神之浦伊佐男

29五監第597号

平成30年3月22日

五島市議会議長 谷川 等 様
五島市長 野口 市太郎 様
五島市教育長 藤田 清人 様
五島市選挙管理委員会委員長 川村 久治 様

五島市監査委員 橋本 平馬

五島市監査委員 神之浦 伊佐男

平成29年度定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、下記の課等について定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり報告します。

なお、同条第12項の規定により、措置を講じたときはその旨を本職に通知することになっています。

記

総務企画部（総務課 政策企画課 財政課 情報推進課 税務課）
市民生活部（市民課 社会福祉課 長寿介護課 国保健康政策課
生活環境課） 地域振興部（商工雇用政策課 再生可能エネルギー
推進室 観光物産課 スポーツ振興課） 会計課 富江支所 玉之浦
支所 教育委員会総務課 学校教育課 生涯学習課 学校給食セン
ター 文化会館 勤労福祉センター 観光歴史資料館 図書館
小中学校 福江幼稚園 教育委員会分室 選挙管理委員会事務局
（分室を含む。）

平成 29 年 度

定期 監査 結果 報告 書
(後 期)

平成 30 年 3 月 22 日 報告

五島市 監査 委員

目 次

第1	監査の種類	1
第2	監査の目的	1
第3	監査の対象	1
第4	監査の範囲	1
第5	監査の期間	1
第6	監査の方法	1
第7	監査の結果	2
	1 総括	2
	2 指摘事項等	2
資料	監査結果の区分	8

第1 監査の種類 定期監査

第2 監査の目的

定期監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第199条第4項の規定に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのっとりなされているかどうかの主眼をおき、行うものである。

第3 監査の対象

総務企画部（総務課 政策企画課 財政課 情報推進課 税務課） 市民生活部（市民課 社会福祉課 長寿介護課 国保健康政策課 生活環境課） 地域振興部（商工雇用政策課 再生可能エネルギー推進室 観光物産課 スポーツ振興課） 会計課 富江支所 玉之浦支所 教育委員会総務課 学校教育課 生涯学習課 学校給食センター 文化会館 勤労福祉センター 観光歴史資料館 図書館 小中学校 福江幼稚園 教育委員会分室 選挙管理委員会事務局（分室を含む。）

第4 監査の範囲

平成28年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理。ただし、準公金等に関する事務については、平成29年度も監査の対象とした。

なお、監査を効果的に実施するため重点項目を次のとおり設定した。

【監査の重点項目】

- (1) 使用料及び手数料に関する事務の執行
- (2) 補助金に関する事務の執行
- (3) 準公金等に関する事務の執行
- (4) 過去の指摘事項等に対する改善状況等

第5 監査の期間

平成29年11月7日から平成30年2月23日まで

第6 監査の方法

監査の実施に当たっては、あらかじめ財務関係資料、関係帳簿及び証拠書類の提出を求め、その内容について審査し、疑義不明の事項について関係職員から事情を聴取した。

また、準公金等の管理状況について、現地に赴き、その適否を監査した。

第7 監査の結果

1 総括

監査の結果、財務に関する事務及び経営に係る事業の執行については、おおむね適正に行われていると認められた。

しかしながら、一部において、次の指摘事項等のとおり改善又は是正すべき事項が見受けられたのでその状況を記載する。

なお、軽微な事項については、事情聴取等において文書又は口頭により指導したので、記載を省略した。

2 指摘事項等

(1) 使用料及び手数料に関する事務について

<指摘事項>

- ① 中央公園使用料について、利用時間以外の時間に利用する場合及び市内に住所を有する者以外の者が利用する場合における減免する額の算定において、10円未満の端数処理の誤りによる使用料の算定誤りが見受けられた。使用料の算定においては、違算がないようチェック体制の強化を図るとともに、使用料を納めすぎている場合には速やかに還付等の処理をされたい。

(スポーツ振興課)

- ② 長手スポーツセンター使用料について、五島市長手スポーツセンター条例第8条第1項第3号の規定により、第2条に規定する設置の目的以外に利用する場合には使用料を徴収すべきところ、選挙などのセンターの設置目的以外に利用する場合においても、減免申請書を提出することなく使用料を無料にしていた。センターの設置目的以外に利用する場合は、使用料を徴収すべきであり、五島市長手スポーツセンター条例施行規則別表に掲げる減免の要件に該当する場合には減免申請書を提出させるべきである。

(スポーツ振興課)

- ③ 武道館使用料について、市内の官公署が福江武道館を利用した際の使用料を、公益性があるという理由で免除していた。しかしながら、五島市武道館条例施行規則別表第10項に減免の要件として「市内の官公署が、その目的のために直接利用する場合」を掲げ、その減免の率を100分50と規定するから、同項の規定を適用すべきである。

(スポーツ振興課)

- ④ 文化会館使用料については、五島市文化会館条例施行規則別表第4項の規定により「市内の保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は

特別支援学校が、教育活動その他その目的のために利用する場合」及び第7項の規定により「構成員のほとんどが市内の児童又は生徒で占められている文化団体が、その目的のために利用する場合」には、減免の率は100分の100と規定されている。ところが、教育委員会においては、当該団体における練習等の利用が増加し、減免に伴う使用料の減少及び他の者の利用に支障が生じるとの理由から、演奏会等の練習でホールを利用する場合には、減免の率を100分の50として運用していた。しかしながら、この運用は、同規則が定める減免の基準を逸脱しているので、速やかに運用の見直し又は同規則の改正を検討されたい。

(文化会館)

<指導事項>

- ① 庁舎使用料及び普通財産の貸付料において、納入通知書の送付が遅れているもの及び納期限までに納付されていないものが見受けられたので、納付の督促等適正に処理されたい。

(財政課 富江支所 玉之浦支所)

- ② 使用料の減免については、各施設の設置管理に関する条例施行規則において、減免の要件として「市が主催する行事に利用する場合」と規定されているところ、市が主催する行事であるかについて確認がなされないうまま適用している事例が見受けられたので、実施要綱等により確認し、適正に適用されたい。または、市が主催する行事であるならば市の機関において利用の申請をされたい。

(スポーツ振興課 玉之浦支所)

- ③ ごみ処理手数料について、納期限までに納付されていないものが見受けられたので、納付の督促等適正に処理されたい。

(生活環境課)

- ④ 一般廃棄物収集運搬許可申請手数料については、五島市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第19条第1項において、「申請の際に納付しなければならない」と規定されているが、許可証交付時に納付している事例が見受けられたので、条例の規定に基づき適正に処理されたい。

(生活環境課)

- ⑤ 五島市中央公園有料施設の使用料については、五島市中央公園条例別表第2から別表第4までにおいて、「営利、営業宣伝その他これらに類する目的で利用する場合」は通常の使用料の100分の200と規定されているが、営利団体が商品販売及び入場料を徴収するイベントに利用する場合に適用し、採用面接及び販売セミナーに利用する場合は通常の使用料

を徴収している。一方、他の施設においては、営利団体が採用面接等に利用する場合は「営利、営業宣伝その他これらに類する目的で利用する場合」と判断しており、取扱いが異なっている。公の施設における営利営業の場合の使用料徴収については、その取扱いに差異が生じないよう、市として明確な運用基準を設け、条例に基づく適正な使用料の徴収に努められたい。

(スポーツ振興課)

- ⑥ テニスコート及び夜間照明施設の使用料については、各施設の設置管理に関する条例において「利用の許可を受けた際に納付しなければならない」と規定されているが、利用後に納付している事例が見受けられたので、条例の規定に基づき適正に処理されたい。

(富江支所)

<意見 見>

使用料の徴収において、指導事項①のとおり、納入通知書の送付が遅れているもの及び納期限までに納付されていないものが見受けられた。収入事務について、調定、徴収、滞納整理等が適正に処理されるよう、チェック体制を確立する方策を検討されたい。

(財政課)

(2) 補助金に関する事務について

<指摘事項>

- ① 物産振興協会運営費補助金については、補助事業者が行う事業の営業収益から営業費用を控除して求められる欠損額を補助するものであるところ、交付申請時における欠損見込額を概算払により 400 万円交付し、実績報告時には欠損額が生じていないにもかかわらず、そのまま交付額を確定していた。補助金を交付すべきではないので、交付した補助金を返還させるべきである。

(観光物産課)

- ② 青少年健全育成地区活動費補助金(三井楽地区)については、平成 27 年度において補助対象外経費 72,000 円が含まれていることを認識していたにもかかわらず補助金の返還がなされず、さらに、平成 28 年度においても適正な精算処理がなされていなかった。交付すべきではなかった補助金については、速やかに返還を命じられたい。

(生涯学習課)

<指導事項>

- ① 交付申請時に提出した事業計画書、収支予算書等の内容を変更する場

合には、軽微な変更を除き、五島市補助金等交付規則第 11 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、事前に変更の承認を受けるよう補助事業者に対して指導されたい。

(総務課 市民課 スポーツ振興課 玉之浦支所 学校教育課
生涯学習課)

② 要綱等において毎年度別に定めるとされている交付申請書の提出期限を定めていないものが見受けられたので、適正に処理されたい。

(社会福祉課 長寿介護課 国保健康政策課 商工雇用政策課
玉之浦支所 生涯学習課)

③ 市が事務局を担当している補助事業について、市が受理した文書と補助事業者が起案した文書を同一のフォルダに保存しているものが見受けられた。補助事業の実施主体として当該事業の遂行を目指す立場と当該事業を指導監督する市の立場を整理し、適正な事務の執行に努められたい。

(生活環境課 スポーツ振興課 生涯学習課)

④ 市が事務局を担当している補助事業について、事務局の会計事務担当者として市の補助金審査を行う担当者が同一であった。補助事業の実施主体として当該事業の遂行を目指す立場と当該事業を指導監督する市の立場を整理し、適正な審査が担保される体制を確保されたい。

(政策企画課 選挙管理委員会事務局)

⑤ 長崎県障害者スポーツ協会事業推進に関する補助金については、要綱等の定めがなく、補助金の交付目的、条件、補助対象経費、補助率、補助金額、補助事業の内容等が明確でないことから、要綱等を制定すべきである。

(社会福祉課)

⑥ 県民体育大会参加費補助金については、概算払で 320 万円を交付しているが、約 180 万円の返還金が生じていた。概算払で交付する額については、多額の返還金が生じることのないよう適正な額を交付されたい。

(スポーツ振興課)

⑦ 五島さんごの町富江観光協会運営費補助金については、補助対象経費の精査、実績報告書と証拠書類である領収書等の写しとの突合など、交付申請書及び実績報告書の適正な審査がなされていなかった。適正な審査が担保される体制を確保されたい。

(富江支所)

- ⑧ 中学校総合体育大会陸上競技大会参加旅費補助金及び長崎県中学校総合体育大会参加旅費補助金については、実績報告書が要綱等で定める提出期限を過ぎて提出されているものが見受けられた。補助事業者に対し、提出期限を厳守するよう指導されたい。

(教育委員会総務課)

(3) 準公金等に関する事務について

<指摘事項>

510 列島まつり実行委員会に係る準公金の取扱いにおいて、職員からの多額の一時借入や契約変更事務の失念など、不適切な事務が見受けられた。準公金の取扱いについては、五島市準公金取扱事務処理規程（以下「準公金規程」という。）及び当該団体の経理規程にのっとり適切に行われたい。

(観光物産課)

<指導事項>

- ① 準公金に係る預金通帳と銀行届出印を同じ金庫等に保管していた。また、預金通帳と銀行届出印は別に保管しているものの、金庫等の鍵を同一の職員が管理している状況が見受けられた。事故防止のため個別に管理されたい。

(市民課 国保健康政策課 玉之浦支所)

- ② 準公金に係る預金通帳に暗証番号を登録していた。準公金規程第6条第1項第1号において、「事故防止のため、原則として暗証番号の登録を行わないこと」と規定しているので、速やかに是正されたい。

(観光物産課 スポーツ振興課)

- ③ 準公金に係る支払において多額の現金払が見受けられた。盗難や紛失などのリスク軽減を図るため、口座振込などの支払方法を検討されたい。

(スポーツ振興課 学校教育課)

- ④ 市の嘱託職員が五島市防犯協会の事務を行い、同協会から当該職員の報酬が支払われていた。市の職員が他の団体の事務に従事すること及び他の団体から報酬を受けることについて合理的な根拠が示されなかったため、職員の身分、従事している業務内容等について整理し、適切な任用を図られたい。

(総務課)

- ⑤ 大浜地区まちづくり協議会に係る準公金について、事務局費や各事業費を年度当初に事務局職員に対して資金前渡し、年度末に精算していた。

資金前渡は、請求書による支払が困難な場合などに現金払をするための方法であるから、資金前渡の可否について適正に判断するとともに、支払後は速やかに精算されたい。

(市民課)

<意見>

今回の定期監査において、小中学校における準公金の取扱いについて調査を行ったところ、実地調査を行った学校においては、収入及び支出と証拠書類等との整合、預金通帳、銀行届出印及び領収書の保管状況など準公金に係る事務はおおむね適正であると認められたものの、収入及び支出に当たって文書による決裁を受けておらず、出納整理簿が整備されていないものがあった。また、準公金取扱事務に関して統一的な規程がなく、それぞれ独自に管理している状況であった。

市長においては、準公金規程及び各団体の経理規程にのっとり、準公金の適正な管理に努めているところであり、小中学校においても、準公金の適正な事務の執行及び職員による事件及び事故を未然に防ぐことの必要性を認識し、統一的な事務処理手続を定め、適正かつ安全な管理体制の整備に努められたい。

また、学校においては、準公金規程に規定する準公金に該当しない保護者からの徴収金を取り扱っているが、これらの徴収金については、学校教育活動に必要な経費であること及び学校という公の施設において会計処理が行われることから、準公金と同様に統一的な事務処理手続を定め、適正に取り扱われたい。

(教育委員会総務課 小中学校)

- (4) 過去の指摘事項等に対する改善状況等
特に指摘する事項等はなかった。

※指摘事項、指導事項、意見の区分については、8頁の「監査結果の区分」を参照されたい。

資料

監査結果の区分

監査等の実施結果の評価・判断にあたっては、「指摘事項」「指導事項」「意見」の3つに区分して行う。その取扱基準は、次のとおりとする。

(1) 指摘事項（地方自治法第199条第9項）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、次のいずれかに該当すると認められる場合で、改善及び是正の措置等を講ずるべき事項として指摘するもの

- ①法令、条例又は通達等に違反しているもの
- ②機関の意志決定が適切になされていないもの
- ③予算を目的外に支出しているもの
- ④収入確保に適切な措置を要するもの
- ⑤不必要な予算執行をしているもの又は損害を生じているもの
- ⑥経済性、効率性、有効性の観点から改善を要するもの
- ⑦前回、指摘事項又は指導事項とした事項のうち、是正・改善されていないもの
- ⑧その他不当又は適正を欠く事項で指摘が適当であると認められるもの

(2) 指導事項（地方自治法第199条第9項）

指摘事項の項目に該当するもののうち、軽易と認められるもの

(3) 意見（地方自治法第199条第10項）

- ①執行機関等に改善・検討などを促し、又は注意を喚起することが必要と認められるもの
- ②市の組織及び運営の合理化を図るため、特に措置を要すると認められるもの